

令和二年四月七日受領  
答弁第一四二号

内閣衆質二〇一第一四二号

令和二年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出日本の通信傍受対策の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出日本の通信傍受対策の強化に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「報道」については承知している。また、御指摘の「クリプトAG社」の暗号化装置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これまでのところ、政府において、「クリプトAG社」の製品等を使用した事例は確認されていない。

二について

政府においては、量子暗号通信の導入に係る御指摘の「具体的な導入方針」を定めたものはない。また、お尋ねの量子暗号通信を「政府が導入するに当たり、外国企業の量子暗号通信の技術も調達対象となるのか」については、現時点において判断していないため、お答えすることは困難である。

三の1のアについて

お尋ねの「「研究開発予算として」計上した「十七億円」の使途」及び「産学官の総力を挙げた研究開発」については、量子暗号通信の長距離化、ネットワーク化、人工衛星の搭載等の実現を図るために民間企業等に委託して研究開発を行うものである。

お尋ねの「情報通信研究機構の運営費交付金による研究開発」については、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）において、量子暗号通信の更なる高度化を実現するための理論研究等の基礎的な研究開発を行うものである。

お尋ねの「国際標準化への取組」については、国際電気通信連合電気通信標準化部門等の国際標準化を行っている国際機関において、我が国の人材が国際標準化の議論に参画して主導できるよう取り計らうことなどである。

お尋ねの「政府における先行導入」については、「量子技術イノベーション戦略」（令和二年一月二十一日統合イノベーション戦略推進会議決定）において、「国は、量子暗号装置をはじめ、量子技術に関する先端技術や製品等の先行的な導入・活用を促進」としているものである。

### 三の1のイについて

お尋ねの「国際的な研究開発ハブを構築」については、「量子技術イノベーション戦略」において、「二十二十年度からの五年間で「量子技術イノベーション拠点（国際ハブ）」を国内に五拠点以上、整備・形成」することを目標としており、機構に当該拠点を整備するものである。

お尋ねの「他省庁と連携しつつ、政府機関において民間製品の実装実験を行う」については、民間企業が販売している量子暗号通信装置を調達し、当該装置の安全性や政府機関の業務に必要な通信速度が安定的に得られるかなどを検証するものである。

三の1のウについて

令和二年度予算については量子暗号通信に関する研究開発を行うために必要な予算を計上し、令和元年度補正予算については「量子技術イノベーション拠点（国際ハブ）」の整備及び民間企業が販売している量子暗号通信装置の検証を行うために必要な予算を計上したものである。

三の2について

御指摘の「安全保障上機微な量子暗号通信技術」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の九の項（一）に掲げる技術のうち、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）第二十一条第一項第二号の二等に規定する同令第八条第九号ハの「量子暗号を用いるように設計し、又は改造したもの」に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）等の技術に

ついでには、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項等の規定に基づき、同技術を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は同技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者等に対し、経済産業大臣の許可を受けなければならないこと等とされているところであり、引き続き、同法に基づき、厳格な管理を実施していく考えである。

#### 四について

お尋ねの「利点」については、例えば、衛星を利用した長距離間での高度化した秘匿通信が可能となると考えている。

お尋ねの「想定」については、今後、具体的な活用の検討が進められるところであり、現時点においては具体的にお示しすることは困難である。